○総務省告示第二百五十七号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、参議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

令和八年七月八日

総務大臣　林　芳正

名　称	社会民主党全国連合周辺地域
期　間	令和八年七月十日から令和九年七月九日まで
地　域	東京都中央区　明石町 入船一丁目（三番から五番まで、八番及び九番） 入船二丁目 入船三丁目 新川二丁目（二十八番から三十二番まで） 湊一丁目（三番から六番まで及び十番から十四番まで） 湊二丁目 湊三丁目 佃一丁目 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○消防庁告示第九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第四項において読み替えて準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した一般社団法人全国避難設備工業会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同令第三十一条の五第四項において読み替えて準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

令和八年七月八日

消防庁長官　大沢　博

一　変更後の代表者の氏名

喜田　大輔

二　変更の日

令和八年四月三十日

○消防庁告示第十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第四項において読み替えて準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した一般社団法人電線総合技術センターから代表者の氏名の変更の届出があったので、同令第三十一条の五第四項において読み替えて準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

令和八年七月八日

消防庁長官　大沢　博

一　変更後の代表者の氏名

佐古　猛

二　変更の日

令和八年六月十二日

○外務省告示第二百二十三号

令和八年六月十日にコロンボで、スリランカ民主社会主義共和国におけるサイクロン被害を受けたコミュニティにおける参加型アプローチによる災害廃棄物除去及びコミュニティ施設復旧計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　サイクロン被害を受けたコミュニティにおける参加型アプローチによる災害廃棄物除去及びコミュニティ施設復旧計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億八百万円

3　署名者

日　本　側　磯俣秋男在スリランカ大使

国際連合開発計画側　久保田あずさ在スリランカ事務所代表

令和八年七月八日

外務大臣臨時代理

国務大臣　木原　稔

○農林水産省告示第九百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県美馬市脇町字井口六八四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井口六八四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町上分字名ケ平一三五、一五四、一五六、一六〇から一六二まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字名ケ平一三五・一五四・一五六・一六〇から一六二まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町上分字江田一四〇五、一四四〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字江田一四〇五・一四四〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　徳島県名西郡神山町鬼籠野字元山七四五の五九

二　指定の目的　土砂の流出の防備